

あきのくに ひろしまあさの け ちゆうふな て がた やま だ
安芸国広島浅野家家中船手方 山田家文書 仮目録

(請求記号 198820)

平成 19 年(2007) 6 月 (pdf 版公開)

広島県立文書館

凡 例

- 1 本目録には，安芸国広島浅野家家中船手方 山田家文書を掲載した。
- 2 目録の各項目は以下のとおり。

請求番号 本文書群の群番号(198820)と，この項目の記号を
組み合わせたものが請求記号になる。

【例】 2/1 198820/2/1

表 題 資料に原表題のあるものはそのまま採り，ないものは
適宜付与し〔 〕書きで表記した。内容等で補記すべきもの
があれば()で補った。

年 代 資料表題に記された作成年月日を採用した。

作 成 資料に授受関係のあるものは で結んで表記した。

形 態 資料の形態を記した。

数 量 資料の点数を記した。
- 3 文書の排列は請求記号順とした。
- 4 利用の参考のため，本文書群の概要を冒頭に付した。
- 5 本目録で使用している日本語文字のうち，JIS 規格(JIS X 0208, 1997)
に含まれないものは，*ㇿ*(より)である。
これは，特別な方法(画像の挿入)で表示を実現したものなので，文
字として検索すること，および，テキストとして抽出することはで
きない。
本ファイルの利用にあたっては，その点に留意されたい。

【文書群概要】

あきのくにひろしまあさのけかちゅうふなてがた やまだ
安芸国広島浅野家家中船手方 山田家文書 (請求記号 198820)

広島藩士山田家(船手方)に伝来した文書

出 所 山田家

出所地名 安芸国広島城下水主町 / 広島市中区 [現在]

役 職 広島藩士(船手方)

分 量 82点

収蔵までの経緯 昭和47年(1972)10月27日までに原者蔵から広島県史編さん室に寄贈され、昭和63年(1988)10月、開館とともに当館に移管。

年 代 延宝2年(1674)~明治16年(1883)

歴 史 山田家は広島藩で御定水主・船頭などを勤めた切米取(4.85石~8石)の藩士。住居は水主町。旦那寺は浄土真宗教念寺。与兵衛(宝永頃) 勘右衛門(享保元~21) 勘左衛門(前名勘三郎,元文元~明和6) 甚左衛門(明和6~寛政元) 左仲太(寛政元~享和3) 兵内(前名槌之助,享和3~天保3) 左仲太(前名熊太郎,天保3~元治元) 伴之進(元治元~) 清人(明治)

内 容 広島藩船手方に関する文書,山田家に宛てられた奉書や書状,航海日誌,泳汝(主馬流)免許状,明治の家禄や生計に関する文書など。主として幕末期から明治初年のもの。

検索手段 「広島県立文書館収蔵文書仮目録」。

(2006.12.4 記述 / 西村 晃)

番号	表題	年代	作成	形態	数量
1	水軍船備写 以下1~3の3点「拜命御朱印 山田清人」(裏「明治三年求之 広島県貴族士族山田清人」)箱入り	天保14.9.吉	山田清弥	三つ切本	1冊
2	〔旅行諸事勤向一巻外綴〕 2冊合綴	(弘化3・嘉永4)		綴	1綴 (2冊)
2/1	○旅行諸事勤向一巻	弘化3.閏5~	山田清弥	横半	(1冊)
2/2	○似御船六端御持頭桜井主計殿上下共 大坂迄乗送御用勤一巻	嘉永4.3.8~	山田左仲太扣	横半	(1冊)
3	旅行諸事勤向扣	明治3.4(.23) ~(10.26)	山田伴之進	横半	1冊
4	〔浅野氏歴代・天明八年改め芸備各郡 高覚書・御船奉行歴代順〕 淡茜色公用紙使用,以下4~10まで7点包「家系関係」入り	(安政3頃)		切継紙	1通
5	延宝弍年 ^カ 以後御切米帖調書抜 淡茜色公用紙使用,4.85石~7石	(延宝2~正徳6)		切継紙	1通
6	〔山田勘右衛門家内人数・名前書抜〕 淡茜色公用紙使用	(享保元~宝暦12)		切継紙	1通
7	〔山田家歴代奉書写〕 淡茜色公用紙使用	(宝永5~明治3)		切継紙	1通
8	井伊藤蔵書状(原田左太夫娘と縁組願 承届) 淡茜色公用紙使用	(弘化~元治)12.朔	山田左仲太殿	切継紙	1通
9	井伊藤蔵書状(妹と歩行組橋本和三郎 縁組願承届) 淡茜色公用紙使用	(弘化~元治)3.朔	山田左仲太殿	切紙	1通
10	植木兵太郎書状(前髪取り願承届) 淡茜色公用紙使用	(天保13)正.13	山田熊太郎殿	切継紙	1通
11	御触写し(藩主留守中法度) 淡茜色公用紙使用,以下38通(11~48)包「勤向記録」入り	卯.2.8		切紙	1通
12	井伊藤蔵書状(左仲太と改名願承届) 淡茜色公用紙使用	(弘化4)9.10	山田熊太郎殿	切紙	1通
13	遠藤佐兵衛書状(御役所へ罷出らるべ し) 淡茜色公用紙使用	(安政6)2.3	山田左仲太殿	切継紙	1通
14	井伊藤蔵書状(御役所へ罷出らるべ し) 淡茜色公用紙使用	.11.15	山田左仲太殿	切紙	1通
15	口達(勝吉様自今若殿様と唱え奉るべ し) 淡茜色公用紙使用	巳(文政4)4.		切紙	1通
16	満田高遠書状(大坂へ差立てられる七 曜丸へ乗船すべし) 淡茜色公用紙使用	.4.23	山田伴之進殿	切紙	1通
17	遠藤佐兵衛書状(忌中ながら出勤すべ し) 淡茜色公用紙使用	.8.28	山田左仲太殿	切継紙	1通
18	遠藤佐兵衛書状(御役所へ罷出らるべ し) 淡茜色公用紙使用	(安政6)12.28	山田左仲太殿	切紙	1通
19	井伊藤蔵書状(血忌ながら出勤すべ し) 淡茜色公用紙使用	.4.6	山田左仲太殿	切紙	1通
20	植田権大属・津田権大属書状(登庁す べし) 淡茜色公用紙使用	末(明治4)2.29	山田伴之進殿	切継紙	1通

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
21	遠藤佐兵衛書状(御役所へ罷出らるべし) 淡茜色公用紙使用	(安政6)8.24	山田左仲太殿	切継紙	1通
22	遠藤佐兵衛書状(血忌ながら出勤すべし) 淡茜色公用紙使用	.8.18	山田左仲太殿	切継紙	1通
23	遠藤佐兵衛書状(御役所へ罷出らるべし) 淡茜色公用紙使用	(安政5)正.15	山田左仲太殿	切継紙	1通
24	原八大夫書状(御役所へ罷出らるべし) 淡茜色公用紙使用	.2.3	山田伴之進殿	切紙	1通
25	井伊藤蔵書状(御役所へ罷出らるべし) 淡茜色公用紙使用	.9.9	中谷龍之進殿・山田左仲太殿外2名	切継紙	1通
26	戸島保左衛門書状(御役所へ罷出らるべし) 淡茜色公用紙使用	.5.27	山田熊太郎殿	切継紙	1通
27	植木兵太郎書状(御役所へ罷出らるべし) 淡茜色公用紙使用	.2.4	山田熊太郎殿	切継紙	1通
28	満田九郎書状(大坂へ差立てられる開丸へ乗船すべし) 淡茜色公用紙使用,「御内用方・御撫育銀方加役」の別紙あり	.極.9	山田伴之進殿	切継紙	1通
29	原八大夫書状(御役所へ罷出らるべし) 淡茜色公用紙使用	.12.27	山田伴之進殿	切紙	1通
30	満田九郎書状(三原表へ差立てられる九曜丸へ乗船すべし) 淡茜色公用紙使用	.10.3	山田伴之進殿	切継紙	1通
31	原八大夫書状(御役所へ罷出らるべし) 淡茜色公用紙使用	.11.20	山田左仲太殿	切継紙	1通
32	〔御役所へ罷出るべき旨請書下書き〕 淡茜色公用紙使用	(2.4)	山田熊太郎 植木兵太郎殿	切継紙	1通
33	〔山田熊太郎助教方奉書札〕 淡茜色公用紙使用	(弘化4.正.17)		切紙	1通
34	〔山田伴之進見繕方奉書札〕 淡茜色公用紙使用			切紙	1通
35	〔山田左仲太似御船六端御船頭奉書札〕 淡茜色公用紙使用	嘉永2.3.12		切紙	1通
36	遠藤左兵衛書状(血忌ながら出勤すべし) 淡茜色公用紙使用	.9.27	山田左仲太殿	切継紙	1通
37	井伊藤蔵書状(血忌ながら出勤すべし) 淡茜色公用紙使用	.2.29	山田左仲太殿	切紙	1通
38	〔御平船附山田伴之進外羽州米沢へ遣わさる七曜丸へ乗船奉書札〕 淡茜色公用紙使用	(7.26)	満田高遠	切紙	1通
39	〔御平船附山田伴之進外三原表へ遣わさる七曜丸へ乗船奉書札〕 淡茜色公用紙使用	(10.5)	満田九郎	切紙	1通
40	〔御平船附山田伴之進外羽州米沢へ遣わさる七曜丸へ乗船奉書札〕 淡茜色公用紙使用	(4.26)	満田高遠	切紙	1通

番号	表題	年代	作成	形態	数量
41	〔御平船附山田伴之進外羽州米沢へ遣わさる七曜丸へ乗船奉書札〕 淡茜色公用紙使用	(4.26)	満田高遠	切紙	1 通
42	〔御平船附山田伴之進外三原表へ遣わさる七曜丸へ乗船奉書札〕 淡茜色公用紙使用	(10.5)	満田九郎	切紙	1 通
43	〔御平船附山田伴之進外三原表へ遣わさる七曜丸へ乗船奉書札〕 淡茜色公用紙使用	(10.5)	満田九郎	切紙	1 通
44	〔御平船附山田伴之進外讃州丸亀へ遣わさる七曜丸へ乗船奉書札〕 淡茜色公用紙使用	(4.26)	満田高遠	切紙	1 通
45	〔三原表へ遣わさる七曜丸へ乗船者書上〕 淡茜色公用紙使用	(10.5)		切紙	1 通
46	〔羽州米沢・讃州丸亀へ遣わさる七曜丸へ乗船者書上〕 淡茜色公用紙使用	(4.26)		切紙	1 通
47	〔大風の節立ち働きの四名へ半紙式束ずつ下される旨達〕 淡茜色公用紙使用	. 9 .	頭取中	切紙	1 通
48	〔兵内御貸米支配与 役中日録〕 淡茜色公用紙使用	(6.15 ~ 7.1)		切紙	1 通
49	空地御払下申出之事 水主町(及び伊達権令許可書) 伊達権令許可書あり。以上2包(4~10, 11~48)と1綴(49)黒塗箱入り	壬申(明治5)11.18	第一大区六小区山田清人 伊達権令殿	綴	1 通
50	証(山田清人納明治七年分禄税請取) 以下17点(50~66)包「維新関係」入り	明治8.2.20	白浜広島県権参事	一紙	1 通
51	〔家禄之儀二付上申雛形など県達断簡〕(明治7)刊			一紙	1 通
52	士族生計申出写し	明治16.8.30	広島区水主町山田清人 戸長 佐伯岩次郎殿	一紙	1 通
53	〔第一大区六小区水主町山田清人外2名へ地所払下入札書留置二付達〕	明治7.7.15	広島県権令伊達宗興代理広島県権参事白浜貫礼	罫紙	1 通
54	家禄奉還願 権参事白浜貫礼許可書あり	明治8.6.20	第一大区六小区水主町山田清人外2名 広島県権参事白浜貫礼殿	綴	1 綴
55	家禄之儀二付上申(親類山中謙吾家禄拾石五斗之内五石奉還上申書) 権参事白浜貫礼許可書あり	明治8.1.21	第一大区六小区水主町山中謙吾留守引受山田清人外2名 広島県権令伊達宗興殿	綴	1 綴
56	公債証書御買上願	明治8.6.18	第一大区六小区水主町山田清人外2名 広島県権参事白浜貫礼殿	一紙	1 通
57	公債証書御買上御取消願 権令藤井勉三許可書あり	明治8.8.14	第一大区六小区水主町山田清人外2名 広島県権令藤井勉三殿	綴	1 綴
58	口上之覚(居宅の御貸地其儘私邸へ払下願二付口上) 許可の付札あり	(明治5)6.11	山田伴之進	切紙	1 通
59	御誓文(藩政改革二付両公誓文) 木版	慶応4.7.28	(浅野長訓・浅野長勲)	罫紙	1 通
60	御祭文(藩政改革二付臨時祭文) 木版	慶応4.7.28	(浅野長訓・浅野長勲)	罫紙	1 通
61	御誓文(藩政改革二付両公子誓文)・誓文(藩士誓文) 木版	慶応4.7.28	(浅野内記・浅野式部,家老以下藩士)	罫紙	1 通
62	〔永世秩禄充行二付達〕	. 2 .		切紙	1 通

番号	表題	年代	作成	形態	数量
63	〔土族差置二付辞令〕 「勤向二不及」付札あり			切紙	1通
64	地券(写し) 安芸国沼田郡第一大区六小区水主町七百三十五番地	明治5.11	広島県権令伊達宗興 地主山田清人	縦紙	1通
65	被仰出書(版籍奉還) 木版,包入り	(明治2)7.	(浅野長勲)	切紙	1通
66	〔陸軍卿山県有朋より台湾出兵奇特の旨達あるにつき山田清人へ達〕 木版	明治7.12.2	広島県権令伊達宗興	綴	1綴
67	初伝(相伝目録) 以下2点(67,68)包「雑」入り	嘉永3.5.	手島九兵衛道德 山田佐仲太殿	折紙	1通
68	三島流初伝目録	安政6.正.16	熊野十介・和田六左衛門 山田佐仲太殿	折紙	1通
69	〔異国船打払い心得方二付達〕 淡茜色公用紙使用	(文久3)5.1		切継紙	1通
70	記(地代・証印税納入督促書)	壬申 明治5)11.	記録局 山田清人	切紙	1通
71	〔中教院へ出頭令〕	明治7.3.30	広島県 第一大区水主町山田清人	切紙	1通
72	〔禄奉還・資本金下渡し二付県庁へ出頭令〕	明治8.6.17	広島県 第一大区水主町山田清人	切紙	1通
73	証(金子借用証文)	明治9.5.	手島吾一 山田清人	縦紙	1通
74	記(返済金受取書)	明治9.10.	山田清人 高橋寿夫殿	縦紙	1通
75	記(返済金受取書)	明治11.1.	山田清人 高橋寿夫殿	縦紙	1通
76	未納地租金年賦延納証書	明治16.8.	広島区水主町山田清人 広島県令千田貞暁殿	一紙	1通
77	〔長崎航海日誌〕 前後欠	(弘化5)3.16 ~ 5.24		横半	1冊
78	船府要牘 淡茜色公用紙使用	安政4.9.	山田清弥	横半	1冊
79	御船名所覚書		山田槌之助	横半	1冊
80	〔御船手方覚書〕			横半	1冊
81	主馬流水術目録	嘉永5.6.6	桑原吉郎二徳明・波田六十郎好寿 山田左仲太殿	卷子	1巻
82	宝永御江戸絵図 全 木版 色刷), 67.4×87.9cm + 10.3×31.5cm	(嘉永6.8)	南伝馬丁壺丁目鳥屋吉蔵寿梓	舗	1舗